ゴルフ会員権を売却された皆様へ



個人の方がゴルフ会員権をお売りになり**売却益**が生じ た場合は、原則、譲渡所得として総合課税の対象となり、 所得税の確定申告が必要です。

確定申告は、是非、**ご自宅からe-Tax**をご利用ください。



「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



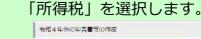
STEP 2

申告書を作成

画面の案内に沿って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

トップ画面で「作成開始」を選択します。

国税庁 確定申告書等作成コーナー 申告書等を作成する 作技能にご利用力イトをご覧ください 保存データを > 利用して作成 > NEW 作成開始〉







STEP 3

e-Taxで送信して提出(以下のいずれかの方法により送信します)

マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードの準備





以下のいずれかの方法による マイナンバーカードの読み取り





スマホによるマイナンバー カードの申請はこちらから!

スマートフォンで読み取り

QRコード読み取り



マイナポータルアプリのQRコード読取 機能を使って、パソコンの画面に表示されたQRコードをスマートフォン で読み取る。

マイナンバーカードの読み取り



スマートフォンに表示される画面 の案内に沿って、スマートフォン でマイナンバーカードを読み取る。

(注1) QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 (注2) 事前にスマートフォン (マイナンバーカー K語即対応) 事前にスマートフォン(マイナンバーカード読取対応)にマイナポータルアプリ をインストール しておく必要があります。

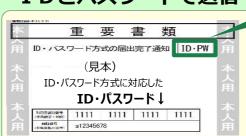
I Cカードリーダライタ で読み取り

ICカードリーダライタで マイナンバーカードの 読み取り



I Dとパスワードで送信

ID · PW が目印



- ・過去に税務署等で、ID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控え と一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。
- (注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。 お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

ゴルフ会員権をお売りになった場合の税金は

個人の方がゴルフ会員権をお売りになり売却益が生じた場合は、原則、譲渡所得として総合 **課税の対象**となります(所得が生じない場合、譲渡所得の申告は必要ありません。)。

譲渡所得金額の計算方法

譲渡価額 (収入金額)

譲渡費用

特別控除額

譲渡所得金額(A)



《注意点》

- 譲渡価額は、手数料等の額を差し引く前の売却金額です。 1
- 取得費は、購入価額と購入時に支払った手数料や名義書換料の合計額です。 なお、譲渡価額の5%とすることもできます。
- 譲渡費用は、譲渡時に支払った手数料等です(年会費は含まれません)。 3
- 特別控除額は、所有期間に関係なく50万円(譲渡益が50万円以下の場合はその額まで)です。
- 5 総合課税の譲渡所得金額は、その会員権の所有期間に応じて、次の金額となります。
 - (1) 所有期間が5年以内のもの … Aの金額
 - (2) 所有期間が5年を超えるもの … Aの金額×1/2
- ※ ゴルフ会員権の譲渡により生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から 差し引くこと(損益通算)はできません。

申告手続は

所得税及び復興特別所得税の確定申告期限は、ゴルフ会員権をお売り になった年の翌年3月15日までです。

※ 申告期限の日(3月15日)が税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)の場合は、その翌日が申告期限の日になります。 「確定申告書等作成コーナー」を是非、ご利用ください。 申告書の作成は、

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動で計算されます!

作成コーナー



申告書の作成方法は動画でチェック!

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などを 動画でご案内しています。







ご不明な点がある場合

タックスアンサーは こちら↓

- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「ご利用ガイド」をご確認ください。 また、一般的な税についてお問い合わせの多い質問は「よくある質問」に掲載しています。
- 一般的な税について「よくある質問」でも解決しない場合は、国 税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認ください。
- タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答 を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができます。



